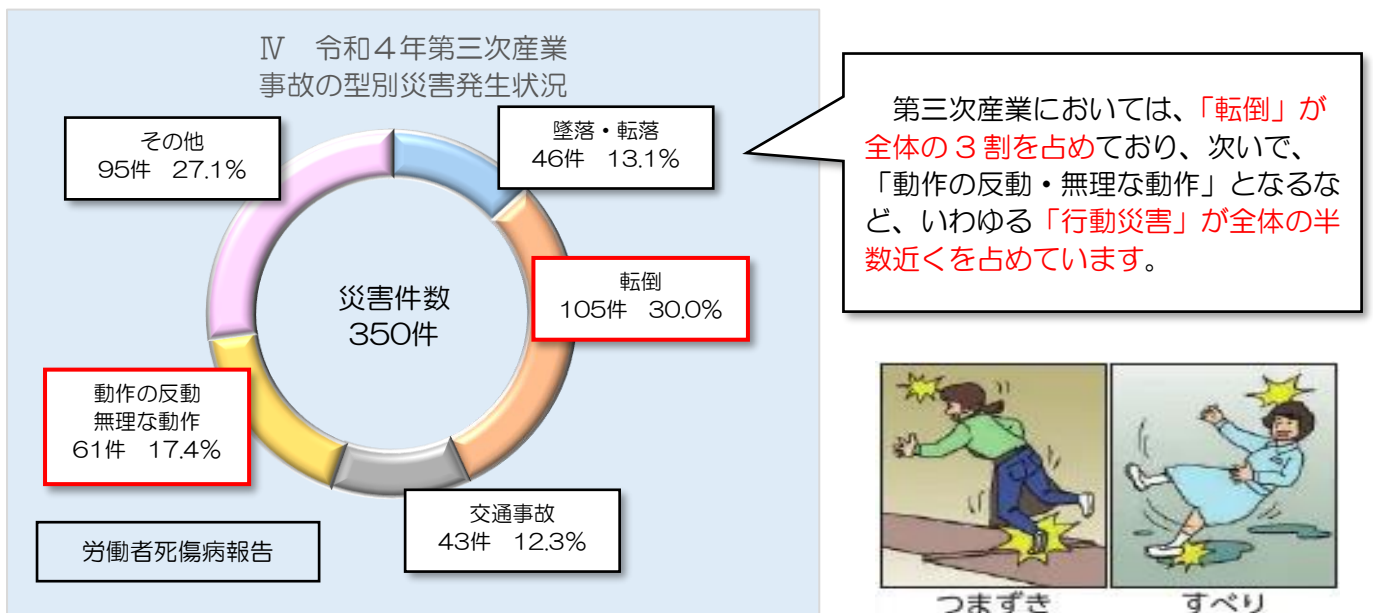
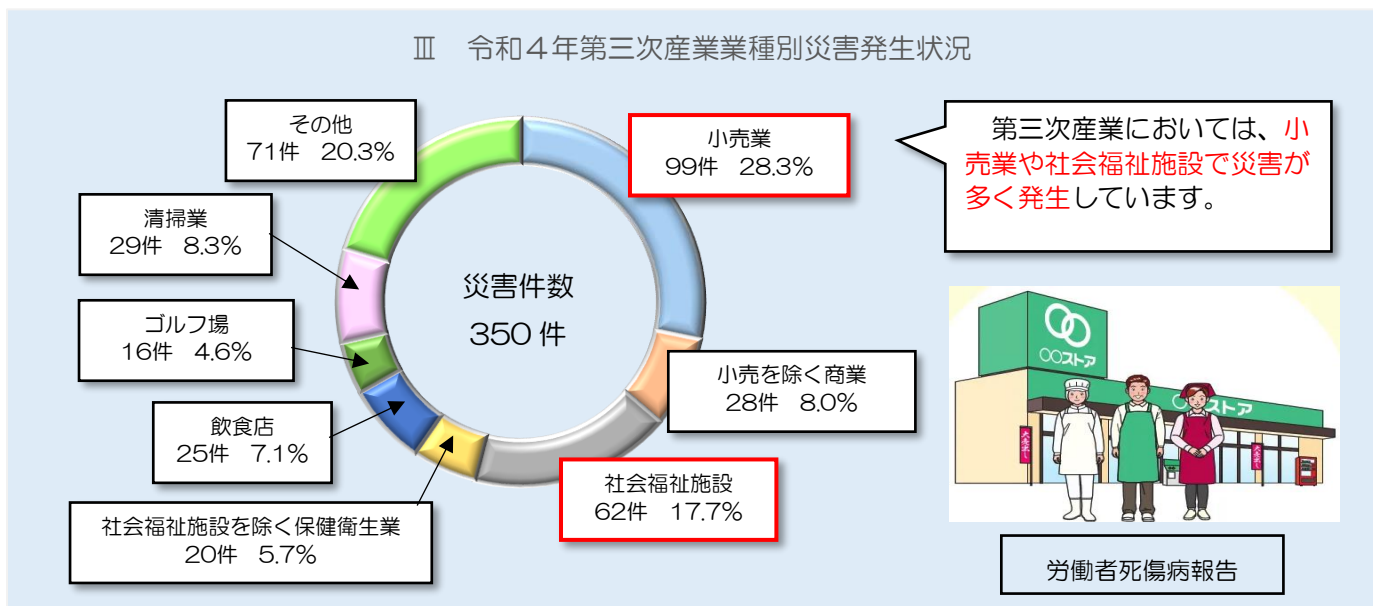
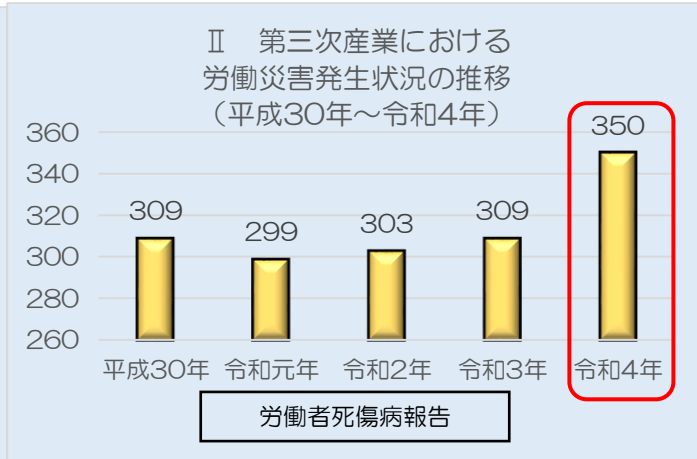
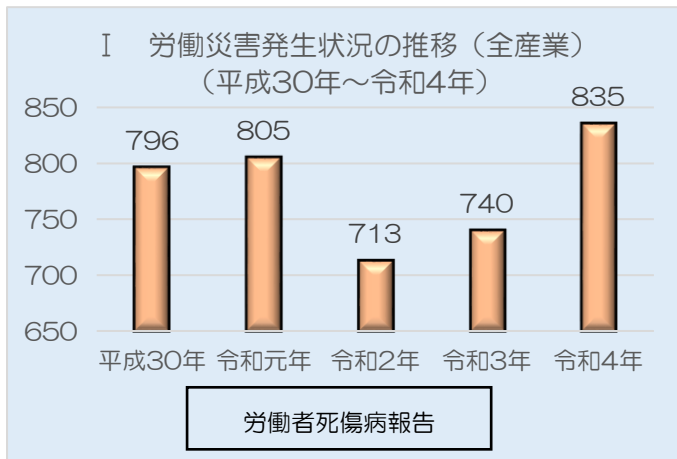


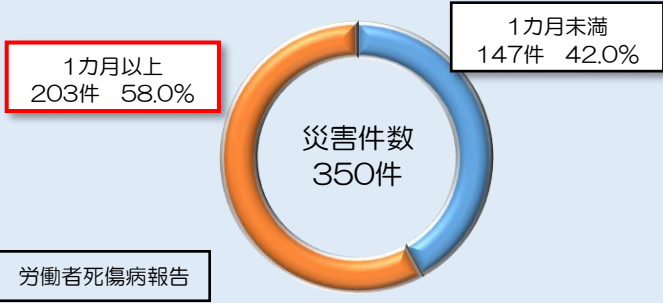
第三次産業における労働災害を防止しましょう！！ IN 北勢



第三次産業では、災害なんて起こらないと思っていませんか？
実は、毎年多くの災害が発生しています。



V 令和4年第三次産業
被災程度別災害発生状況

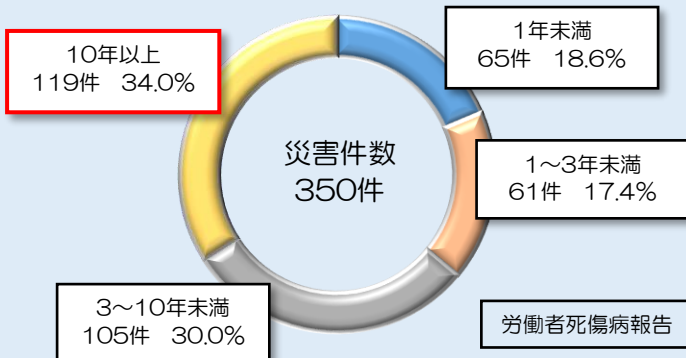


第三次産業における災害は、軽く見られがちですが、**全体の6割近くが1カ月以上の休業を要する重篤な災害**になっています。

【注意】

休業を要する災害が発生すると、他の労働者に負担がかかり、長時間労働の可能性が発生するほか、新たな労働災害の発生が懸念されるとともに、顧客満足度の低下など「**企業経営上の大きなリスク**」となります。

VI 令和4年第三次産業
被災者経験年数別災害発生状況



一般的には、経験が長くなるほど災害は少なくなりますが、**第三次産業においては、経験が長くなるにつれ、災害が増加する傾向**にあります。

雇い入れ以降、継続的な安全衛生教育の実施が不足している可能性が高いと考えられます。



第三次産業における労働災害防止のポイント

- 1 安全管理者・安全衛生推進者を選任し、効果的な安全衛生管理体制を構築しましょう。
- 2 安全管理者等の選任義務のない事業場（その他の小売業、社会福祉施設、飲食店等）では、**安全推進者を選任**しましょう。
☆ **安全推進者の職務**
 - i 職場環境及び作業方法の改善を図ること。
 - ii 労働者の職位・職責に応じた安全衛生教育を継続的に実施すること。
 - iii 労働災害の再発防止対策を徹底すること。
同じ災害を二度と発生させないように、万一災害が発生した場合の対策を検討し措置を実施。
- 3 **4S活動**（整理・整頓・清潔・清掃）を**推進**しましょう。
- 4 特に危険と思われる箇所は、**見える化**を進めましょう。
- 5 新しく雇用した労働者には、雇入時安全衛生教育を確実に実施しましょう。

《安全推進者の配置等に係るガイドラインに基づく安全衛生管理体制のイメージ》

	1号業種*	2号業種*	3号業種*
常時50人以上	事業者 ↓ 安全管理者、衛生管理者、産業医	事業者 ↓ 衛生管理者、産業医、安全推進者	事業者 ↓ 衛生管理者、産業医、安全推進者
常時10～49人	事業者 ↓ 安全衛生推進者	事業者 ↓ 衛生推進者、安全推進者	事業者 ↓ 衛生推進者、安全推進者



効果的な安全衛生活動とその結果

第三次産業では、多くの店舗や施設を統括する本社、支店等が主導して、店舗・施設の安全衛生活動を進めることが重要です。

- 本社等**：安全衛生方針表明、作業マニュアル作成
店舗・施設での安全衛生活動の把握 等
- 店舗等**：4S活動推進、危険予知活動の実施
従業員への継続的な安全衛生教育 等



「**効率的な運用・管理**」
整理整頓によって荷物の運搬や積み替え作業の効率化にもつながります。

「**サービスレベルの向上**」
顧客・利用者の安全、快適さの向上にもつながります。

「**他法令の順守**」
食品衛生法など、他法令上の順守にもつながります。